

地籍調査の実施について

地籍ってなに?

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの?

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

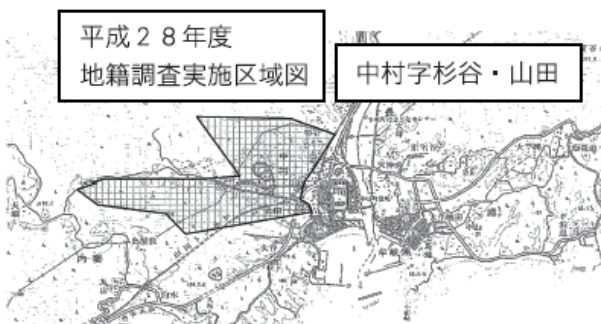
一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50%・県25%・町25%の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。
建設課地籍調査係 TEL 72-3418

精神保健福祉相談のご案内

心の問題を抱えている方及び家族等からの相談に応じ、早期対応及び社会復帰促進を図るため、次のとおり実施しています。

日 時	毎月第1・3木曜日 15:00~17:00 (予約制) 祝祭日の場合は実施なし
場 所	南部総合県民局 (美波庁舎) 等 必要に応じ、最寄りの関係機関やご家庭へ出向きます。
内 容	精神科医師及び保健師が心の健康について相談に応じます。 次のような心の問題を抱えている方及び家族 等 ・イライラして眠れない ・思春期の心の悩みについて ・もの忘れ等認知症 ・ひきこもり ・心の病気の治療や生活 ・福祉サービスについて ・人間関係のストレスがあり生活に支障がある 等
相談担当者	精神科医師 保健師：南部総合県民局 (美波保健所)
費 用	無料

相談を希望される場合は、2日前までに南部総合県民局保健福祉環境部 (美波) へ電話等にてお申し込みください。プライバシーは守ります。安心して御相談下さい。

<相談・予約の連絡先> 南部総合県民局 保健福祉環境部 (美波保健所) 健康増進担当

TEL 0884-74-7373 FAX 0884-74-7365